

## 告示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

旧 B	旧 新 A	旧 新 別
地先まで 同市大字和田字森下九〇番一 先から 行田市大字和田字両判一五〇番一 地先まで	地先まで 同市大字和田字森下九〇番一 先から 行田市大字和田字両判一四九番一 地先まで	区 間
一一・〇〇〇 一三・六八	一〇・〇八〇 三〇・九三	敷地の幅員 (メートル)
八〇・〇〇	一四〇・〇〇	延 長 (メートル)
		備 考